

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

(建築指導課) 四〇一^{ページ}

公示

落札者等に関する公示

(医療整備課) 四一五

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 四一五

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(同) 四一九

土地改良事業計画の変更の適当の決定

(農地整備課) 四一九

規則

第千八百四十七号

平成十九年五月二十五日

(金曜日)

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十七号

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則(平成十年岐阜県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「別表第一の上欄」を「別表第一の表から五の表までの公共的施設の欄」に改める。

第四条中「別表第一の中欄に掲げる区分」を「別表第一の表から五の表までの区分」に、「整備基準適合表(別記第二号様式)」を「知事が別に定める整備基準適合表」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第二十一条第一項の規定による適合証は、別記第二号様式による。

第六条中「別表第一の上欄」を「別表第一の表から五の表までの公共的施設の欄」に、「下欄」を「特定公共的施設の欄」に改める。

第十二条第二号中「別表第四に掲げる」を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第二条、第四条、第六条、第九条関係)

一 建築物(建築基準法第一条第一号に規定する建築物をいう。)

公 共 的 施 設 特定公共的施設

一 医療施設	1 病院又は診療所 2 はり・きゅう施術所その他これらに類するもの	すべてのもの
二 商業施設	1 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 2 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 3 飲食店、喫茶店その他これらに類するもの 4 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	すべてのもの
三 宿泊施設	5 マージャン屋、ばちんこ屋、ゲームセンター、カラオケボックスその他これらに類する遊技施設 6 展示場 ホテル又は旅館	用途面積が五〇〇平方メートル以上のもの
四 社会福祉施設	1 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 2 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	すべてのもの
五 体育施設	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	用途面積が一、〇〇〇平方メートル以上のもの
六 文化施設	博物館、美術館又は図書館	すべてのもの
七 官公庁施設	国、地方公共団体又は第十二条各号に掲げる者が設置する施設で不特定かつ多数の者の利用に供するもの（他の項に掲げる公共的施設を除く。）	すべてのもの
八 教育施設	1 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校又は幼稚園	すべてのもの

九 集会施設	2 専修学校その他これらに類する施設 集会場、公会堂その他これらに類する集会施設	すべてのもの
十 環境衛生施設	1 公衆浴場 2 公衆便所 3 火葬場	すべてのもの
十一 駐車施設	1 駐車施設 一般公共の用に供される自動車庫（駐車場法施行令（昭和三十三年政令第三百四十号）第十五条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置のみを用いるもの（以下「機械式駐車場」という。）を除く。）	用途面積が五〇〇平方メートル以上のもの
十二 共同住宅等	一棟当たりの戸数が五十一戸以上の共同住宅又は居室の数が五十一以上の寄宿舎若しくは下宿	すべてのもの
十三 公益事業を営む事務所等	社会福祉協議会、商工会議所、森林組合その他の公益的団体の事務所	用途面積が三〇〇平方メートル以上のもの
十四 複合施設	他の項に掲げる施設が二以上混在する建築物の当該施設の用途に供する部分	用途面積が一、〇〇〇平方メートル以上のもの

二 公共交通機関の施設	公共的施設 公共交通機関の施設 次に掲げる施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの （一）鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道施設 （二）自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）によるバスターミナル	特定公共的施設 すべてのもの
三 道路	公共的施設 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条	特定公共的施設 すべてのもの

第一項に規定する道路（自動車のみの交通の用に供するものを除く。）

四 公園等

公園等	共 同 的 施 設	特定公共的施設
<p>1 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号） 第二十一条に規定する都市公園</p> <p>2 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号） 第四十条に規定する児童遊園</p> <p>3 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号） の適用のある動物園又は植物園</p> <p>4 1から3までに掲げる公共的施設以外の公園、 動物園、植物園、緑地、遊園地その他これらに 類する施設で敷地面積が二、五〇〇平方メー ル以上のもの</p>		

五 路外駐車場

公 共 的 施 設	特定公共的施設
<p>路外駐車場</p> <p>駐車場法（昭和三十一年法律第六号）第二 条第二号に規定する路外駐車場（道路法第二 条第二項第六号に規定する自動車駐車場、都 市公園法第二十一条第二項に規定する公園 施設又は建築物を除く。）</p>	<p>自動車の駐車 の用に供する 部分の面積が 五〇〇平方メ ートル以上の もの</p>

別表第二中「第三条関係」を「第三条、第九条関係」に改め、別表第二一の表一中「及び改札口」を削り、同表一の(一)及び(二)中「内法を」を削り、同表一の(三)中「場合においては、当該戸は」を「場合には」に、「又は」を「その他の」に、「田滑」を「容易」に改め、同表一の(二)中「公共交通機関の施設その他の」を削り、「運賃、入場料金等」を「入場料金等」に、「改札口（以下「改札口」という。）を「通路」に改め、「（以下「レジ通路」という。）を削り、「（一）以上の改札口及びレジ通路は、（一）から四」を「（一）以上を（一）から四まで」に改め、同表二の(二)中「場合においては」を「場合には」に改め、同表二の(三)中「内法を」を削り、同表二の(三)中「車い

すが転回することができる構造の部分」を「車いすの転回に支障がない場所」に改め、同表二の(三)中「場合においては」を「場合には」に、「車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法第三十八条の規定に基づき建設大臣が認める昇降機又は建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百九条の三第一項第一号の建設大臣が定める基準に適合する昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を「五に定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に改め、同表二の(三)中「及び改札口」を削り、「車いす使用者用特殊構造昇降機」を「五に定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に改め、同表二の(三)に次のように加える。

(五) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

別表第二一の表二の(四)中「人又は標識により視覚障害者に公共的施設の利用に関する情報提供を行うことができる場所」を「案内所又は十の二に定める案内設備」に、「視覚障害者を誘導するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置」を「視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を適切に組み合わせ敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備」に、「教育施設」を「進行方向を変更する必要がある風除室内並びに教育施設」に改め、同表二の(五)の(一)中「内法を」を削り、同表二の(五)の(二)中「勾配」を「勾配」に改め、同表二の(五)の(三)中「踏幅」を「踏幅」に改め、同表二の(五)の(六)中「廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいもの」を「廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるもの」に改め、同表二の(五)の(七)中「注意を喚起するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。）を「注意を喚起するために、点状ブロック等」に改め、「除く。」の下に「ただし、勾配が二十分の一（高低差が十六センチメー

トル以下の場合には、十二分の一) 以下の場合には、「この限りでない。」を加え、同表三の(四)中、「先端部は、色調、明度、仕上げ等について、踏面及びひけあげと区別することができるものとし、かつ、つまつきにくいもの」を「端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるもの」に改め、同表三の(五)中「注意喚起用床材」を「点状ブロック等」に改め、同表三の(五)を同表三の(六)とし、同表三の(四)の次に次のように加える。

(五) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること(共同住宅等を除く。)

別表第二一の表四中「昇降機」を「エレベーター」に改め、同表四の1中「かこ」の下に「(人)を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。」を加え、「部分」を「駐車施設」に改め、同表四の2の(一)中「床面積は、一・八三平方メートル」を「幅は、百四十センチメートル」に改め、同表四の2の(二)中「内法を」を削り、同表四の2の(三)中「の平面形状」を削り、「もの」を「構造」に改め、同表四の2の(六)中「内法を」を削り、同表四の2の(八)中「除く。」は「の下に」を「点字、文字等の浮き彫り、音による案内等により」を加え、同表四の2の(九)中「内法を」を削り、同表四の2の(十)中「乗降ロビーには到着する」を「かこ内又は乗降ロビーに、到着する」に改め、「ただし、かこ内に、かこ及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかこの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。」を削り、同表四の2の(十一)を同表四の2の(十二)とし、同表四の2の(九)の次に次のように加える。

(十) 乗降ロビーに、到着するかこの昇降方向を表示する装置を設けること。

別表第二一の表八の(一)及び(三)中「内法を」を削り、同表八の(四)中「又は」の下に「五に定める」を加え、同表八を同表九とし、同表七の2中「場合においては」を「場合には」に改め、同表七の3の(二)中「又は」の下に「五に定める」を加え、同表七の4の(一)中「誘導用床材」を「線状ブロック等」に改め、同表七の4の(二)中「注意喚起用床材」を「点状ブロック等」に改め、同表七の5の(二)中「通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいもの」を「通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるもの」に改め、同表七の5に次のように加える。

(三) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

別表第二一の表七を同表八とする。

別表第二一の表六の1の(一)中「七」を「八」に改め、同表六の1の(二)中「三百五十七センチメートル」を「三百五十七センチメートル」に改め、同表六の1の(三)を削り、同表六の2中「七」を「八」に改め、同表六を同表七とし、同表五の1中「便所を設ける場合においては」を「便所を設ける場合には」に改め、同表五の1の(二)中「内法を」を削り、同表五の1の(三)中「場合においては、当該戸は」を「場合には」に、「円滑」を「容易」に、「構造とする」を「構造とし、かつ、その前後に高低差がない」に改め、同表五の2中「場合においては、不特定かつ多数の者の利用に供する場所」を「場合には、そのうち一以上」に、「がある便所を一以上」を「壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)(その他これらに類する小便器を」に改め、同表五を同表六とし、同表四の次に次のように加える。

五 特殊な構造又は使用形態のエレベーター
 その他の昇降機(以下「車いす使用者用特殊構造昇降機」という。)

- 1 車いす使用者が円滑に利用することができる特殊な構造又は使用形態のエレベーター(四に規定するエレベーターを除く。)は、次に定める構造とすること。
 - (一) 昇降行程が四メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、かこの定格速度が十五メートル毎分以下で、かつ、その床面積が、二・二五平方メートル以下のものであること。
 - (二) 平成十二年建設省告示第四百十三号第一第七号に規定するものとする。
 - (三) かこの幅は、七十センチメートル以上とする。
 - (四) かこの奥行きは、百二十センチメートル以上とする。
 - (五) 車いす使用者がかこ内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かこの幅及び奥行きが十分に確保されていること。
- 2 車いす使用者が円滑に利用することができる特殊な構造又は使用形態のエスカレーターは、次に定める構造とする。
 - (一) 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に二枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、階段の定格速度を三メートル毎分以下とし、かつ、二枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものとする。
 - (二) 平成十二年建設省告示第四百十七号第一ただし書に規定するものであること。

別表第二一の表に次のように加える。

<p>十 標識及び案内設備</p> <p>1 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内に於ける次に定める施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、案内所を設ける場合又は当該施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(一) 四に定めるエレベーター</p> <p>(二) 五に定める車いす使用者用特殊構造昇降機</p> <p>(三) 六に定める便所</p> <p>(四) 七に定める車いす使用者用駐車施設</p> <p>2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の1の(一)から(三)までに定める施設の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内等により視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>3 1の(一)から(四)までに定める施設の付近には、当該施設があることを表示する標識を、高齢者及び障害者の見やすい位置に設けること。</p> <p>4 3に規定する標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本工業規格Z八二一〇に定められているときは、これに適合するもの)であること。</p>	<p>別表第二一の表から五の表までを次のように改める。</p> <p>二 公共交通機関の施設に関する整備基準</p>	<p>一 出入口</p> <p>1 公共用通路(公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている道路、通路その他の施設をいう。以下同じ。)へ直接通ずる一以上の出入口の幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。</p> <p>2 戸を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>(一) 幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(二) 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p>	<p>二 改札口</p> <p>3 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p>	<p>1 一以上の改札口の幅は、八十センチメートル以上とすること。</p> <p>2 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>3 自動改札機を設ける場合には、当該自動改札機又はその付近に当該自動改札機への進入の可否を容易に識別することができる方法で表示すること。</p>	<p>三 乗降場</p> <p>1 鉄道駅のプラットホームは、次に定める構造とすること。</p> <p>(一) プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとする。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。</p> <p>(二) プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。</p> <p>(三) プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備を一以上備えること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(四) 排水のための横断勾配は、一パーセントを標準とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(五) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。こと。</p> <p>(六) 発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホームにあっては、ホームドア又は可動式ホームさく(旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備)を設けること。</p> <p>(七) (六)に掲げるプラットホーム以外のプラットホームにあっては、ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。</p>
---	--	---	---	--	---

四 通路	<p>(ハ) プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するためのさくを設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</p> <p>(九) 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(十) 照明設備を設けること。</p> <p>(十一) 列車に車いす使用者が利用することができるところを設ける場合は、当該部分に通ずる旅客用乗降口の位置をプラットホーム上に表示すること。ただし、当該位置が一定していない場合は、この限りでない。</p> <p>2 バスターミナルの乗降場は、次に定める構造とすること。</p> <p>(一) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(二) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下「バス車両用場所」という。）に接する部分には、さく、点状ブロック等その他の視覚障害者のバス車両用場所への進入を防止するための設備を設けること。</p> <p>(三) 当該乗降場に接して停留するバス車両に車いす使用者が円滑に乗降できる構造とすること。</p> <p>1 公共用通路と車両の乗降口との間の経路を構成する通路は、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するものを、乗降場ごとに一以上設けること。この場合において、床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて車いす使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもつてこれに代えることができる。</p> <p>2 1の通路は、次に定める構造とすること</p> <p>(一) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(二) 幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を百二十センチメートル以上とする。</p>
五 階段	<p>(三) 戸を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(四) 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。この場合の傾斜路は、一の表二の五の(一)から(六)までに定める構造に準じたものとする。</p> <p>(五) 段を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>ロ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>(六) 照明設備を設けること。</p> <p>階段を設ける場合には、一の表三の(二)から(五)までに定める構造に準じたものとするほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(一) 手すりを両側に設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(二) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。</p> <p>(三) 照明設備を設けること。</p> <p>1 公共用通路と公共交通機関の施設（一日当たりの平均乗降客数が五千人以上であるものに限る。）の乗降場に至る経路に五メートル以上の高低差が生ずる箇所がある場合は、一の表四の2の(三)から(五)までに定める構造のほか、次に定める構造のエレベーターを設けること。</p> <p>(一) かこの幅は、百四十センチメートル以上とし、奥行きは百三十五センチメートル以上とすること。ただし、かこの出入口が複数あるエレベーターであつて、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかこの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。</p> <p>(二) かこの内、車いす使用者が乗降する際にかこ及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、(一)のただし書に規定する場合は、この限りでない。</p>
六 エレベーター 及びエスカレーター	<p>1 公共用通路と公共交通機関の施設（一日当たりの平均乗降客数が五千人以上であるものに限る。）の乗降場に至る経路に五メートル以上の高低差が生ずる箇所がある場合は、一の表四の2の(三)から(五)までに定める構造のほか、次に定める構造のエレベーターを設けること。</p> <p>(一) かこの幅は、百四十センチメートル以上とし、奥行きは百三十五センチメートル以上とすること。ただし、かこの出入口が複数あるエレベーターであつて、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかこの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。</p> <p>(二) かこの内、車いす使用者が乗降する際にかこ及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、(一)のただし書に規定する場合は、この限りでない。</p>

七 便 所	<p>(一) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。</p> <p>(二) かご内に手すり(握り手その他これに類する設備を含む。)を設けること。</p> <p>(三) エスカレーターは、次に定める構造とすること。ただし、(七)及び(八)については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち一のみが適合していれば足りるものとする。</p> <p>(四) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。</p> <p>(五) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(六) 昇降口において、三枚以上の踏み段が同一平面上にあること。</p> <p>(七) 踏み段の端部の全体とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。</p> <p>(八) くし板の端部と踏み段との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。</p> <p>(九) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。</p> <p>(十) 幅は、八十センチメートル以上であること。</p> <p>(十一) 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。</p> <p>(十二) 行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。</p> <p>1 公共交通機関の施設に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合には、一の表六の1に定める構造に準じたものとするほか、次に定める構造の便所を一以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)設けること。</p> <p>(一) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区分(当該区</p>
八 案 内 設 備	<p>分がある場合に限る。)並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>(二) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>2 不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、一の表六の2に定める構造に準じた便所を一以上設けること。</p>
九 そ の 他 設 備	<p>1 車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>2 エレベーター等の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備又は4に定める案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。</p> <p>3 2の標識は、日本工業規格Z八二一〇に適合するものでなければならぬ。</p> <p>4 公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口の付近には、2に定める設備の配置を表示した案内板その他の設備を備えること。ただし、当該設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>1 公共用通路と車両の乗降口との間の経路を構成する通路には、視覚障害者誘導用ブロック(線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせる床面に敷設したものをいう。以下同じ。)を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であつて、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施される場合は、当該二以上の設備間の経路については、この限りでない。</p> <p>2 1の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路とエレベーター乗降口に設ける操作盤、八の5により設けられる設備(音によるものを除く)、便所の出入口及び乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、1のただし書に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>3 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接す</p>

<p>る通路には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>4 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一年以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p> <p>5 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く）を設ける場合には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えること。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示すること。</p>	<p>三 道路に関する整備基準</p> <p>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十六号）に定める基準による。</p> <p>四 公園等に関する整備基準</p> <p>移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十五号）に定める基準による。ただし、当該基準に適合させることが困難なものとして次に定めるものについては、この限りでない。</p> <p>(一) 工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他の法令等の規定の適用があるもの</p> <p>(二) 山地丘陵地、崖その他の著しく傾斜している土地に設けるもの</p> <p>(三) 自然環境を保全することが必要な場所又は動植物の生息地若しくは生育地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの</p> <p>五 路外駐車場に関する整備基準</p>	<p>一 経路</p> <p>車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、次に定める構造とすること。</p> <p>(一) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(二) 経路を構成する出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。</p> <p>(三) 経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路又は一の表の五に定める車いす使用者用特殊構造昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>(四) 経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。</p>
<p>二 駐車場</p> <p>1 車いす使用者用駐車施設を一年以上設けること。</p> <p>2 車いす使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>(一) 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。</p> <p>(二) 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。</p>	<p>別表第三中「第七条関係」を「第四条、第七条、第八条関係」に改め、同表一の配置図の項中「並びに敷地」を「敷地」に改め、「幅員」の下に「並びに高齢者、障害者等の利用する経路」を加え、同部各階平面図の項中「出入口」の下に「通路、傾斜路、階段、エレベーター、車いす使用者用便房」を加え、「主要部分位置」を「主要部分の位置」に改め、同表二の部中「建築物以外の」を削り、同部配置図の項中「改札口」を「出入口、改札口」に、「並びに敷地」を「敷地」に、「道」を「公共用通路」に改め、「幅員」の下に「並びに高齢者、障害者等の利用する経路」を加え、同部平面図の項中「昇降機」を「エレベーター、エスカレーター」に改め、同表中三の部を削り、四の部を三の部とし、同表五の部中「駐車場」を「路外駐車場」に、「他」を「その他」</p>	

に改め、同表五の部を同表四の部とする。
別表第四を削る。
別記第一号様式を次のように改める。

第1号様式 (第4条関係) (用紙 日本工業規格A4縦型)

(表面)

適合証交付請求書

年 月 日

様

住所
〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕

氏名
〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

印

電話番号

岐阜県福祉のまちづくり条例第21条第1項の規定により、適合証の交付を請求します。

1 公共的施設の概要

(1) 特定公共的施設新築等届出書			
ア 受付番号	第	号	
イ 受付年月日	年	月	日
(2) 名称			
(3) 所在地			
(4) 種類	建築物・公共交通機関の施設・公園等・路外駐車場		
(5) 主要用途			
(6) 規模等			
ア 建築物	新築等の部分	既存部分	合計
公共的施設の用途に供する部分の床面積	(m ²)	(m ²)	(m ²)
公共的施設の用途に供する部分以外の床面積			(m ²)
合計(延べ面積)			(m ²)
共同住宅の戸数、寄宿舎の居室数			()
イ 公共交通機関の施設	(1日当たりの平均乗降客数		人)
ウ 公園等	(敷地面積		m ²)
エ 路外駐車場	(駐車のに供する部分の面積		m ²)
(7) 使用開始年月日	年	月	日

2 代理者(設計者等)の連絡先

- (1) 資格
- (2) 氏名
- (3) 事務所等の名称
- (4) 所在地 〒
- (5) 電話番号

※受付欄	※決裁欄	※適合証交付欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

(裏面)

備考

- 1 必要事項を記入し、又は該当事項を○で囲んでください。
- 2 特定公共的施設新築等届出書を提出していない場合は、1の(1)には記入の必要はありません。
- 3 特定公共的施設新築等届出書又は特定公共的施設新築等変更届出書の写しを提出する場合は、1の(2)から(6)までには記入の必要はありません。
- 4 ※印のある欄には記入しないでください。
- 5 公共的施設の区分に応じて、整備基準適合表及び次の表に掲げる図書を添付してください。ただし、特定公共的施設新築等届出書又は特定公共的施設新築等変更届出書の写しの提出をもって添付図書に代えることができます。
- 6 届出施設が建築物の場合で同一棟の既存部分がある場合又は建築物以外の場合で一体利用される既存部分がある場合は、整備基準適合表及び添付図書に既存部分の整備基準への適合状況も示して下さい。

(1) 建築物

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の用途及び位置、敷地内における出入口、通路、傾斜路、車路、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法、敷地に接する道の位置及び幅員並びに高齢者、障害者等の利用する経路
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、通路、傾斜路、階段、エレベーター、車いす使用者用便房、駐車施設その他の主要部分の位置及び寸法

(2) 公共交通機関の施設

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における施設の用途及び位置、敷地内における出入口、改札口、乗降場、通路、傾斜路その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する公共用通路の位置及び幅員並びに高齢者、障害者等の利用する経路
平面図	縮尺、方位、間取り、施設の各部分の用途、床の高低並びに改札口、乗降場、通路、傾斜路、階段、エレベーター、エスカレーター、車いす使用者用便房その他の主要部分の位置及び寸法

(3) 公園等

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における施設の用途及び位置、敷地内における出入口、園路、傾斜路、車路、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員

(4) 路外駐車場

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における出入口、通路、車路、路外駐車場その他の主要施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員

別記第二号様式を次のように改める。

第2号様式(第4条関係)



福祉のまちづくり条例

適合証

岐阜県

別記第四号様式を次のように改める。

第 4 号様式 (第 7 条関係) (用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

(表面)

特定公共的施設新築等届出書

年 月 日

様

住所
〔 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 〕

氏名
〔 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 〕

印

電話番号

岐阜県福祉のまちづくり条例第 2 4 条の規定により、特定公共的施設の新築等の計画を届け出ます。

1 特定公共的施設の概要

(1) 名 称			
(2) 所在地			
(3) 種 類	建築物 ・ 公共交通機関の施設 ・ 公園等 ・ 路外駐車場		
(4) 主要用途			
(5) 工事種別	ア 建築物 新築・増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の模様替 イ 建築物以外 新設・その他 ()		
(6) 規 模 等	ア 建築物		
	新築等の部分	既存部分	合 計
	公共的施設の用途に供する部分の床面積 (m ²)	(m ²)	(m ²)
	公共的施設の用途に供する部分以外の床面積		(m ²)
	合計 (延べ面積)		(m ²)
	共同住宅の戸数、寄宿舎の居室数		()
	イ 公共交通機関の施設	(1 日当たりの平均乗降客数	人)
	ウ 公園等	(敷地面積	m ²)
	エ 路外駐車場	(駐車のに供する部分の面積	m ²)
(7) 工事着手予定年月日	年	月	日
(8) 工事完了予定年月日	年	月	日

2 代理者 (設計者等) の連絡先

- (1) 資 格
- (2) 氏 名
- (3) 事務所等の名称
- (4) 所 在 地 〒
- (5) 電話番号

※受付欄	※決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

(裏面)

備考

- 1 必要事項を記入し、又は該当事項を○で囲んでください。
- 2 ※印のある欄には記入しないでください。
- 3 特定公共的施設の区分に応じて、整備基準適合表及び次の表に掲げる図書を添付してください。ただし、特定公共的施設の種類の種類が建築物である場合において、この届出書を建築確認申請書と同時に提出し、かつ、整備基準への適合状況が当該建築確認申請書の添付図書に明示されているときは、次の表に掲げる図書の添付を省略することができます。
- 4 届出施設が建築物の場合で同一棟の既存部分がある場合又は、建築物以外の場合で一体利用される既存部分がある場合は、整備基準適合表及び添付図書に既存部分の整備基準への適合状況も表示して下さい。

(1) 建築物

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の用途及び位置、敷地内における出入口、通路、傾斜路、車路、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法、敷地に接する道の位置及び幅員並びに高齢者、障害者等の利用する経路
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、通路、傾斜路、階段、エレベーター、車いす使用者用便房、駐車施設その他の主要部分の位置及び寸法

(2) 公共交通機関の施設

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における施設の用途及び位置、敷地内における出入口、改札口、乗降場、通路、傾斜路その他の主要部分の位置及び寸法、敷地に接する公共用通路の位置及び幅員並びに高齢者、障害者等の利用する経路
平 面 図	縮尺、方位、間取り、施設の各部分の用途、床の高低並びに改札口、乗降場、通路、傾斜路、階段、エレベーター、エスカレーター、車いす使用者用便房その他の主要部分の位置及び寸法

(3) 公園等

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における施設の用途及び位置、敷地内における出入口、園路、傾斜路、車路、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員

(4) 路外駐車場

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における出入口、通路、車路、路外駐車場その他の主要施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員

「岐阜県知事 岩屋の
別記第五号様式及び別記第六号様式」中
岐阜市長

附則
この規則は、平成十九年七月一日から施行する。

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成十九年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び予定数量 別表のとおり
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第372号）第10条第1項第1号該当
平成十九年五月二十五日
- 4 契約の相手方を決定した日 平成十九年3月16日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 下呂市森1329番地3
株式会社 ヌテリアル東海
代表取締役 丁 明夫
- 6 契約単価 別表のとおり
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県立多治見病院事務局総務課管財担当
(2) 所在地 多治見市前畑町5丁目161番地
別表

物品の名称	規格・形状等	予定数量	契約単価
-------	--------	------	------

産業廃棄物			
ガラス及び陶磁器くず		1,020kg	21円/kg
廃油（天ぷら油）		2,520kg	105円/kg
特別管理産業廃棄物			
感染性産業廃棄物			
	20ℓ容器	3,360個	2,625円/個
	50ℓ容器	10,980個	4,935円/個
引火性廃油（キシレン）		240kg	1,575円/kg
ホルムリン（S・S有）		540kg	2,100円/kg

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年五月二十五日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することとする。

平成十九年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成十九年五月十五日
- 二 届出者の氏名又は名称 ㈱ニール株式会社
- 三 建物の名称及び所在地 ㈱ニール岐阜店
岐阜県岐阜市加納神明町六一丁目一番地 外

四 変更した事項

大規模小売店を設置する者の代表者の氏名

(変更前) ユニール株式会社 代表取締役 佐々木 孝治

(変更後) ユニール株式会社 代表取締役 前村 哲路

小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) ユニール株式会社 代表取締役 佐々木 孝治

(変更後) ユニール株式会社 代表取締役 前村 哲路

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年五月二十五日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成十九年五月十五日

二 届出者の氏名又は名称

ユニール株式会社

三 建物の名称及び所在地

アピタ北方店

岐阜県本巣郡北方町平成二丁目三番地 外

四 変更した事項

大規模小売店を設置する者の代表者の氏名

(変更前) ユニール株式会社 代表取締役 佐々木 孝治

(変更後) ユニール株式会社 代表取締役 前村 哲路

小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) ユニール株式会社 代表取締役 佐々木 孝治

(変更後) ユニール株式会社 代表取締役 前村 哲路

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年五月二十五日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成十九年五月十五日

二 届出者の氏名又は名称

日本毛織株式会社

三 建物の名称及び所在地

アピタ各務原店

岐阜県各務原市鷺沼各務原町八丁目七番一号

四 変更した事項

小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) ユニール株式会社 代表取締役 佐々木 孝治

(変更後) ユニール株式会社 代表取締役 前村 哲路

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年五月二十五日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年五月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成十九年五月十五日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

アピタ美濃加茂店

岐阜県美濃加茂市野笹町二丁目字紙屋上四一六番 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社 代表取締役 佐々木 孝治

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 前村 哲路

小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社 代表取締役 佐々木 孝治

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 前村 哲路

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年五月二十五日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び東濃振興局恵那事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年五月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成十九年五月十五日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

アピタ中津川店

岐阜県中津川市淀川町三番八号

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社 代表取締役 佐々木 孝治

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 前村 哲路

小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社 代表取締役 佐々木 孝治

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 前村 哲路

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年五月二十五日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成十九年五月十五日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ジョイマートユニー各務原店

岐阜県各務原市那加桜町一丁目七十二番地の一 外

四 変更した事項

大規模小売店を設置する者の代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社 代表取締役 佐々木 孝治

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 前村 哲路

小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社 代表取締役 佐々木 孝治

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 前村 哲路

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年五月二十五日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び東濃振興局恵那事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成十九年五月十五日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ジョイマートユニー恵那店

岐阜県恵那市長島町正家二丁目十七 外

四 変更した事項

大規模小売店を設置する者の代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社 代表取締役 佐々木 孝治

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 前村 哲路

小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社 代表取締役 佐々木 孝治

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 前村 哲路

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年五月二十五日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成十九年五月十四日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三河屋

三 建物の名称及び所在地

スーパー三心 足近店

羽島市足近町五丁目五七七番一

四 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 十箇所

(変更後) 十二箇所

小売業を行う開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前九時から翌日の午前零時

但し、年間六十日間は午前八時三十分から翌日の午前零時

(変更後) 午前九時から午後十時

但し、年間六十日間は午前八時三十分から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三十分から翌日の午前零時三十分

但し、年間六十日間は午前八時から翌日の午前零時三十分

(変更後) 午前八時三十分から午後十時三十分

但し、年間六十日間は午前八時から午後十時三十分

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成十九年五月二十五日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成十九年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

生活協同組合コープぎふ可児店

二 意見の概要

可児市下恵土字野区路二八一七 一 外

意見なし（届出事項 新設）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成十九年五月二十五日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成十九年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) イオン各務原ショッピングセンター

二 意見の概要

各務原市那加萱場町一丁目一番 外

意見なし（届出事項 新設）

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

高須輪中土地改良区	施行者名
高須輪中地区	施行に係る地区名
羽津市役所 海津市役所 之内町役場	縦覧場所
平成一九・五・二五から 同 六・二二まで	縦覧期間

平成十九年五月二十五日印刷
平成十九年五月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)